



交野市告示 第 158 号

公 示 送 達 に つ い て

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所等が不明で送達不能につき、国民健康保険法(昭和13年法律第60号)第78条において準用する地方税法第20条の2第1項の規定により公示送達する。

送達書類は、交野市市民部医療保険課において保管し、送達を受けるべき者が判明すれば、直ちに交付するものとする。

なお、送達を受けるべき者が判明しない場合は、国民健康保険法第78条において準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

令和 8 年 6 月 26 日

交 野 市 長 山 本 景



対象者及び送達書類

別紙「対象者及び送達書類一覧」のとおり